

グループホーム しらゆりの家

重要事項説明書

社会医療法人社団 順心会

認知症高齢者グループホーム

【(予防) 認知症対応型共同生活介護事業】

1. (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人社団 順心会
代表者氏名	理事長 栗原 英治
本社所在地	兵庫県加古川市別府町別府865-1
電話番号	0794-57-3030

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホームしらゆりの家
介護保険指定事業所番号	2872600354
事業所所在地	兵庫県加西市北条町東高室四つ池1231-1
電話番号	0790-43-9804

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>社会医療法人社団順心会が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、認知症の症状を伴う要介護状態又は要支援状態の利用者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。</p>
運営の方針	<p>指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行うものとする。</p> <p>指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。</p>

(3) 事業所の施設概要

建 築	鉄筋 349.98㎡
解説年月日	平成15年5月1日
ユニット数	1

居 室	9室（1部屋につき10.90㎡～11.60㎡） 冷暖房完備、クローゼット・洗面台あり
食堂兼共同生活室	1箇所
台 所	1箇所
ト イ レ	2箇所
浴 室	家庭用入浴風呂

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	1名
計画作成担当者	1名
介護従事者	3名以上

3. 提供するサービス内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。
食 事		<ul style="list-style-type: none"> ・朝食 8時から ・昼食 12時から ・夕食 18時から ・摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 ・食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 ・利用者の嚥下状態に応じて、お粥、きざみ食などの提供を行います。
	入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。

	排 泄	・介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やパット・オムツ交換を行います。
	着替え・整容等	・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 ・個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。
	移動・移乗	・介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服 薬	・介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	・日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健 康 管 理		・訪問診療による月1回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。 ・訪問看護による週1回の訪問日を設け、利用者の健康管理につとめます。
相 談 援 助		・入居、退居時の連携及び支援を行います。 ・入院時の医療介護連携を密に行い、早期退院へ向けて支援を行います。
記 録 の 保 存		・サービス提供に関する記録を行い、5年間保管します。

4. 入居対象者

- (1) 加西市住民である事。
- (2) 要支援2、要介護1～5の認定者である事。
- (3) 認知症の状態であると医師からの診断を受けている事。
- (4) 少人数による共同生活を営むことに支障がない事。
- (5) 自傷他傷のない事。
- (6) 常時医療機関において治療をする必要がない事。

5. 入居の手続き（必要書類）

入居時、更新時に確認しますのでご持参ください。

- (1) 介護保険被保険者証
- (2) 介護保険負担割合証
- (3) 後期高齢者医療被保険者証
- (4) 身体障害者手帳（障害のある方）
- (5) 認知症である事を証明できる書類（主治医診断書など）

6. 利用料について

(介護保険対象費)

(30日の場合)

単位:円

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 単 位	761	765	801	824	841	859
② 医療連携体制加算	37	37	37	37	37	37
③ サービス提供体制加算 Ⅲ	6	6	6	6	6	6
④ 小 計 (①+②+③)(1日あたり)	804	808	844	867	884	902
⑤ ④×30日	24,120	24,240	25,320	26,010	26,520	27,060
⑥ 生活機能向上連携加算(1ヵ月)	200	200	200	200	200	200
⑦ 科学的介護推進加算(1ヵ月)	40	40	40	40	40	40
⑧ 高齢者施設感染対策向上加算Ⅰ・Ⅱ(1ヵ月)	15	15	15	15	15	15
⑨ 協力医療機関連携加算(1ヵ月)	100	100	100	100	100	100
⑩ サービス費計(⑤+⑥+⑦+⑧+⑨)	24,475	24,595	25,675	26,365	26,875	27,415
⑪ 職員処遇改善加算(⑩×17.8%)	4,357	4,378	4,570	4,693	4,784	4,880
自己負担額(1割負担)	28,832	28,973	30,245	31,058	31,659	32,295
自己負担額(2割負担)	57,663	57,946	60,490	62,116	63,318	64,590
自己負担額(3割負担)	86,495	86,919	90,735	93,174	94,976	96,885
(介護保険対象外費)						
⑫ 住居費 (45,000円/1ヶ月)	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
⑬ 食材費 (1050円×日数)	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500
⑭ 水道光熱費 (800円×日数)	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
⑮ 共益費 (100円×日数)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
サービス費以外の合計	103,500	103,500	103,500	103,500	103,500	103,500
(お支払合計額)						
合計 1割負担の方	132,332	132,473	133,745	134,558	135,159	135,795
合計 2割負担の方	161,163	161,446	163,990	165,616	166,818	168,090
合計 3割負担の方	189,995	190,419	194,235	196,674	198,476	200,385

その他の加算	初期加算	30円/1日 (利用開始日から30日間算定)
	入退院時支援加算	246円/1日 (1ヵ月に6日を限度に算定)
	口腔・栄養スクリーニング加算	20円/6ヵ月に1回
	高齢者感染対策向上加算Ⅱ	5円/月
	協力医療機関連携加算	40円/月
	退去時情報提供体制加算	250円/回
	新興感染症等施設療養費	240円/日
	認知症チームケア推進加算Ⅰ	150円/月
	認知症チームケア推進加算Ⅱ	120円/月
	※料金表内以外の加算は全て対象になる訳ではありません。新たに算定が必要な場合は、その都度説明させていただきます。	

その他の費用	理美容費	
(実費)	紙パンツ・パット費、廃棄代	オムツ・パット代と吸収量に応じた廃棄料代
	その他	利用者の希望によって、身の回り品、教養娯楽品として必要な物

7. 請求・支払いについて

- (1) 住居費・食材費・光熱費・共益費については、利用日数分をいただきます。
- (2) 1ヶ月の利用料金を一括して請求いたします。

お支払いは、加西白寿苑窓口にて、毎月10日～20日の間に、現金払いでお願いいたします。

加西白寿苑窓口営業日	月曜日～金曜日	9時～17時
	土曜日	9時～12時
	日曜日・祭日	は休みです。

8. 退居について

利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに福祉サービス提供者との連携に努めていきます。

(1) 利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

退居を希望する日の1ヶ月前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合は即時に契約を解約・解除し、事業所を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは、著しい不信行為、その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑤ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応を取らない場合。

(2) 事業所からの申し出により退居して頂く場合

以下の場合には、事業所からの申し出で退居して頂くことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状態及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行い、その結果契約継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれを支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業所またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは、著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が病院に入院し、1ヶ月以上経過した場合もしくは、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入所した場合もしくは、介護医療院等に入院した場合。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します。

- ① 介護認定により、利用者の心身の状態が自立または要支援1と判定された場合。
- ② 事業所が解散・破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

③事業所の滅失や重大な棄損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。

④事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。

9. 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	補償の概要	対人・対物、管理財物への補償

1 3. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 4. サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を以下の通り設置します。

【事業者の窓口】	行政 聡子(加西白寿苑施設長) 國田 智貴(加西白寿苑事務長) 0790-43-9800 松田 あゆみ(しらゆりの家管理者) 0790-43-9804
【市町村(保険者)の窓口】	加西市長寿介護課苦情相談窓口 0790-42-8788 兵庫県国民保険連組合 078-332-5617

1 5. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月日】	令和6年1月12日
【第三者評価機関名】	CS ウオッチ

1 6. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、介護サービス情報公開において公開しています。

1 7. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">・事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">・事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

	<p>・事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、</p> <p>・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

18. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

20. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

21. サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(3)入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

2.2. 入所におけるリスク

当事業所では利用者が快適な入所生活を送れるよう、安全な環境づくりに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状や原因により、下記の危険性が伴う事があります。

- (1)歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒などによる骨折・外傷・頭蓋内損傷などの恐れがあります。
- (2)グループホームは家庭的な環境のもとで生活する場であること、原則的に身体拘束を行わない事から、転倒・転落による事故の可能性があります。
- (3)高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する事があります。
- (4)高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離が出来やすい状態にあります。
- (5)高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- (6)加齢や認知症の症状により、水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (7)高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により急変・急死される場合もあります。
- (8)本人の全身状態が急に悪化した場合、緊急に病院へ搬送を行う事があります。
- (9)ドアの施錠について、利用者の状態に応じて安全確保のために戸外への出入り口に限り施錠させて頂く事があります。

*これらの事は、自宅でもおこりうる事です。ご理解頂きたいと思っております。

2.3. その他

(1)通院・入院退院時の送迎

緊急時を除き、通院、入院退院の送迎は、代理人（身元引受人）で行って頂く様ご協力お願いいたします。

(2)入院時の対応

入院中の対応は代理人（身元引受人）でお願いします。

(3)入院中の取り扱い

入院後、概ね1ヶ月以内に退院されることが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望があれば、必要に応じて適切な便宜を提供すると共に、やむ得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所に入居できるように努めます。

この重要事項説明書の説明年月日

年 月 日

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県加古川市別府町別府 8 6 5 - 1
	法人名	社会医療法人社団 順心会
	代表者名	理事長 栗原 英治
事業所	所在地	兵庫県加西市北条町東高室四ッ池 1 2 3 1 - 1
	事業所名	グループホーム しらゆりの家
	説明者氏名	管理者 松田 あゆみ

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

